

(提案基準第16号)

既存の土地利用を適正に行うために最低限必要となる管理施設の建築に関する基準

この基準は、市街化調整区域における既存の土地のうち、その主たる利用目的が建築物又は特定工作物に係るものでない既存の土地に建築を行う場合において、当該既存の土地利用を適正に行うために最低限必要となる管理施設の建築であり、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、やむを得ないものとしてこれを容認しようとするものである。

- 1 既存の土地利用が、露天駐車場、露天資材置場、菜園用地等として供されることを目的としているものであって、主として建築物又は特定工作物の敷地として供されることを目的としているものでないこと。
- 2 当該建築を行う上で適用される他法令の規定がある場合は、これに適合していること。
- 3 建築物が、次のいずれにも該当していること。
  - (1) 当該既存の土地内にあり、かつ、管理上適切な位置にあること。
  - (2) 建築物の主たる用途及び規模が、既存の土地利用の状況等から判断して、最低限必要な管理のために附属的に併設されるものであり、適正な構造及び設備等を備え、延べ床面積が10平方メートル以下（菜園用地にあつては3.3平方メートル以下）のものであること。この場合において、事務所等の建築に伴い便所等を併設する必要があると認められるときは5平方メートルを超えない範囲で延べ床面積の算定から除くものとし、建築物が複数あるときはこれらの延べ床面積を合計した面積とする。
  - (3) 周辺の土地利用状況及び環境と調和がとれていること。
- 4 当該建築主が、既存の土地利用に係る管理者であること。

(平成19年2月3日から施行)